



コントラクターを主体とした草地管理と家畜ふん尿利用システムの構築法

酪農専業地帯では経営規模の拡大とともに家畜ふん尿の管理と利用が課題になっています。また、道内各地では、飼料生産全般にわたってコントラクターの利用が進んでいることから、地域全体でコントラクターを主体とした草地管理と環境負荷の軽減をめざした家畜ふん尿利用システムの構築手法を根拠農業試験場が提示したので紹介します。

1 コントラクターの活動状況

農家の労働過重の解消や機械投資軽減のため、農家に代わって農作業を行うコントラクターは年々増え、平成7年度の29組織から平成14年度には98組織と急速に増加している(表1)。平成14年度の受託作業別農家戸数は、飼料収穫作業が最も多く2,340戸で、全道乳牛飼養農家9,400戸の約25%を占めるに至っている。

コントラクターが受託する作業内容では、91.8%の組織が飼料収穫を受託し、堆肥調整・散布等が49.0%、耕起等が41.8%、スラリー散布が27.6%、草地更新が20.4%となっている。

受託作業の面積割合では飼料収穫が全体の68.4%と一番多く、次いで堆肥調整、散布等が16.9%、スラリー散布が7.7%を占める。また、耕起等や草地更新の受託作業面積も増加傾向にあり、酪農家が委託する作業が徐々に飼料生産全般に拡大していることが伺える(表1)。

このように、コントラクターは酪農経営の飼料生産に大きな役割を担っており、今やコントラクター無くして地域の酪農生産を維持できない状況になっていることから、コントラクター組織の安定的な発展が強く求められる。

表1 飼料生産に係わるコントラクターの活動状況
(単位:組織, ha)

年度	組織数	飼料収穫面積	耕起等面積	堆肥調整散布等面積	スラリー散布面積	草地更新面積	作業受託面積
7年度	29	22,764	-	-	-	-	22,764
8年度	35	25,710	-	3,621	-	410	29,741
9年度	39	28,179	-	7,169	-	317	35,665
10年度	49	39,517	2,316	5,249	1,487	343	48,912
11年度	53	44,949	3,829	11,067	4,539	575	64,959
12年度	77	51,536	3,775	12,009	5,517	535	73,372
13年度	79	57,175	4,439	20,802	6,180	748	89,344
14年度	98	66,967	5,279	16,543	7,539	1,615	97,943

注) 北海道酪農畜産課調べ。面積は延べ面積。コントラクターには利用組合を含む。

2 農協コントラクターの現状と課題

コントラクターとしての継続性が高いと考えられる農協が運営する組織を3タイプに分

類し、現状と課題を整理した。

(1) 農協直営型

A農協コントラクターは専任職員体制と使用する機械の大部分を所有している点に特徴がある。専任職員体制下では一年を通して安定した受託作業量の確保が必要であるが、1~3月の受託作業が少ない。このため資材・飼料運搬、除雪など受託作業が多岐に及んでいる。

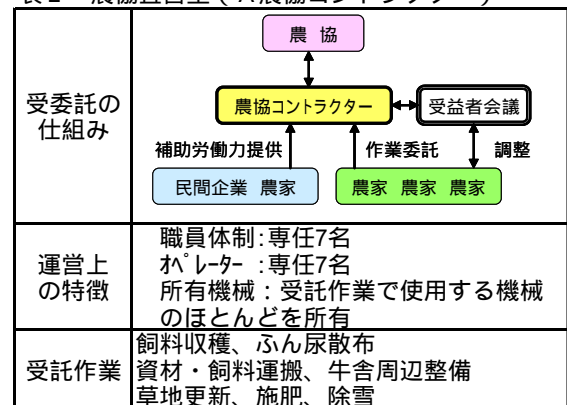
今後安定的な運営を継続するには以下の検討が必要になる。

中長期の安定した受委託契約の推進と事業計画の策定。

作業適期が比較的長いふん尿処理・利用に関する作業のより計画的・積極的な実施。

機械更新に伴う農協からの経済的な支援。

表2 農協直営型(A農協コントラクター)



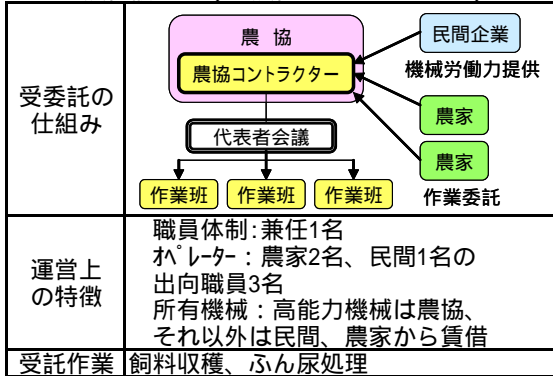
(2) 農協調整型

農協が作業受託希望者、委託希望農家の間に入り各種調整業務を行い活動している。その運営の特徴は、オペレーターの3名が派遣職員であること、民間企業や農家の余裕機械・労働力を積極的に活用していることであり、これにより、他に例がない程、低価格な受託料金体系を実現している。

今後ともこの安定した関係を継続するためには次の点が重要である。

機械の更新投資を踏まえた利用料金体系の設定と利用者への理解促進
オペレーターの安定的確保

表3 農協調整型（B農協コントラクター）



(3) 農協主導型

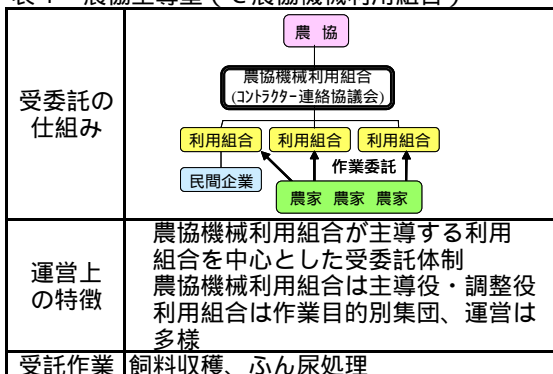
農家が参画する機械利用組合や民間企業を中心に受託作業を行っている。その運営のために農協が中心となり役場、農業委員会、農業改良普及センターの協力を得ながら農協機械利用組合を組織化し、農家の作業委託希望の調整やオペレーター、補助労働力の確保、利用組合と民間企業間の受委託業務実施条件の調整、員外利用料金の標準化、利用組合の事務業務支援、機械導入に際して補助事業の採択支援などを行っている。

こうしたタイプの安定的な成立条件は次の2点である。

農協機械利用組合を核とした利用組合間及び利用組合と民間企業間の円滑な連携に向けた調整。

機械更新を円滑に行うため、現状の員外利用料金並の利用料を前提とした経営の確立。

表4 農協主導型（C農協機械利用組合）



3 コントラクターを主体とした草地管理と家畜ふん尿利用システムの構築手法

(1) システムの構築に向けた課題

コントラクターが自給飼料の収穫・調製作業の受託だけでなく、環境保全に十分配慮し、家畜ふん尿の地域内循環を含め適正な利用を推進することで、農家の持続的な生産活動を支

援することが可能になる。

これを達成するには、大きく4つの課題解決に取り組む必要がある。

科学的なデータを基に、環境保全に対する農家の意識啓発を図ること。

草地の植生判断や土壌診断に基づく施肥設計の処方、圃場台帳の整備、作業計画の立案と農家への支援を行う人材を支援組織（農協、コントラクター）内で育成すること。

地域全体の作業量を取りまとめて調整し、作業を実施する仕組みをつくること。

河川の継続的な監視・調査の実施、農場の定期的な点検などで取り組み効果を確認する。

(2) 地域的な草地管理と家畜ふん尿利用システムの推進方策

コントラクター組織が複数稼働する地域において、コントラクター間の調整を図りながら新たな地域システムを具体的に推進する方策を次に整理した。

推進主体

農協、市町村、指導機関で構成する草地管理推進委員会で、地域的な草地管理と家畜ふん尿処理システムの基本的な推進方策を策定。

- 基本的な推進方向の策定
- ・他市町村・他産業・住民との調整
- ・環境保全状況の実態把握
- ・環境改善に向けた農家、関係者への意識啓発
- ・ふん尿処理・利用に係わる技術改善策の提示
- ・草地管理に係わる講習会の開催
- ・草地管理事務局の運営支援

管理主体

農協やコントラクター組織で構成する草地管理企画事務局で、地域の自給飼料生産やふん尿処理・利用の状況を把握し、具体的な計画を策定。

- ・全草地のモニタリング
- ・農家間のふん尿受給調整
- ・農家間のふん尿移動・散布計画策定
- ・作業委託要望の取りまとめ
- ・作業受託実施案の作成
- ・作業料金案の作成
- ・施肥設計の成果および作業結果の確認
- ・草地管理に係わる相談への対応

調整実行主体

草地管理企画事務局、コントラクター代表者、農家代表で構成され、受委託の調整や受託作業などを行う。

- ・草地管理事務局が策定した案の調整
- ・受委託作業実施に当たっての基本ルールの作成
- ・受委託契約に基づく作業の実施
- ・ふん尿の処理・利用方法に係わる技術研修会の開催
- ・作業実施情報の取りまとめと草地管理事務局への報告
- ・農地状況情報の取りまとめと草地管理事務局への報告

委託者

- ・ふん尿施用を主体とした施肥設計に基づく作業の実施
- ・圃場管理台帳への記帳
- ・経営計画に基づく委託作業の発注

[問合せ先：技術普及部 内山誠一]